

小児科外来診療料で院外処方と院内処方が混在する場合の考え方  
 (小児かかりつけ診療料も同様)

◆算定点数

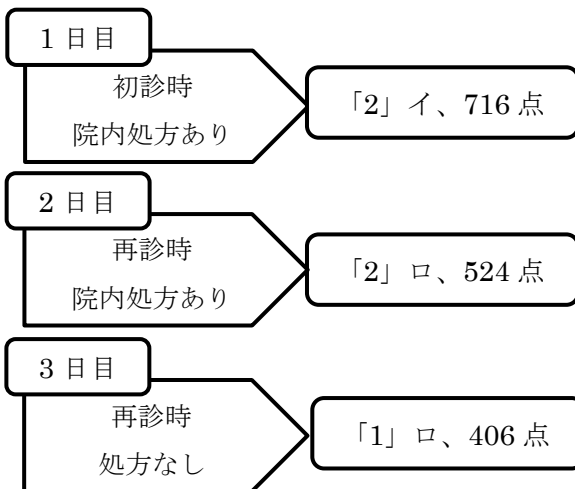
小児科外来診療料 (1日につき)		
1、保険薬局において調剤を受けるために 処方箋を交付する場合	イ、初診時	599点
	ロ、再診時	406点
2、1以外の場合	イ、初診時	716点
	ロ、再診時	524点

◆算定の概要

院内処方と院外処方の点数が混在する場合には、ルールが分かりにくいので要注意です。

◆算定例

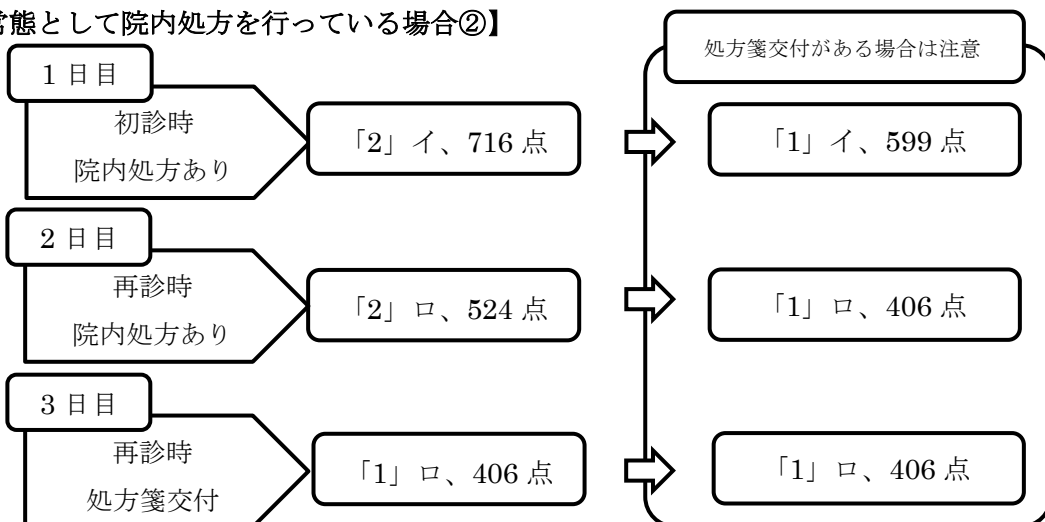
【常態として院内処方を行っている場合①】



※ 同月のレセプトで処方箋を交付する場合「1」と院内処方の場合「2」の点数が混在することはOK

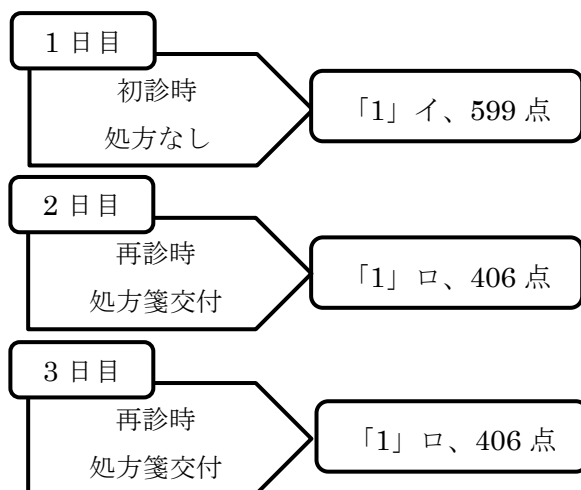
※ 同月のレセプトで院内処方と処方箋を交付する場合の点数が混在しても理由を記載する必要はない

【常態として院内処方を行っている場合②】



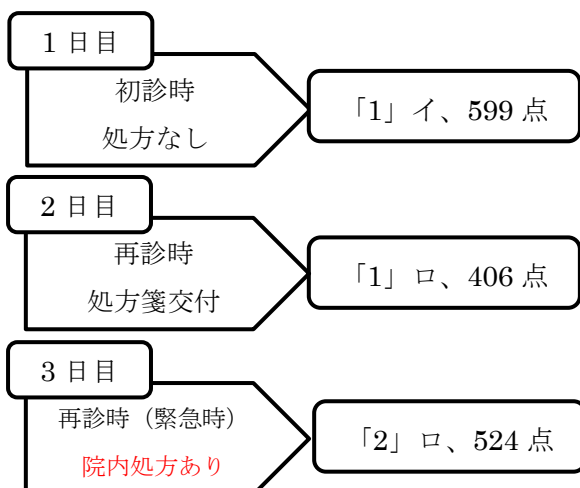
※ 常態として院内処方を行っている場合でも、処方箋を交付した日があればその月はすべての点数を処方箋を交付した場合の点数で算定する(「1」と「2」の混在はない)

【常態として院外処方を行っている場合①】



※ 薬剤を処方しない場合も処方箋を交付する場合「1」の点数で算定する

【常態として院外処方を行っている場合②】



※ 院外処方箋を交付している患者に対し、夜間緊急の受診の場合等やむを得ない場合において院内処方を行う場合はレセプトに理由を記載する

※ 上記の場合、**処方箋を交付する場合「1」と、院内処方の場合「2」**の点数が混在することはOK

出典：令和2年7月20日 疑義解釈資料の送付について(その23)

※詳細は必ず今回の通知及び算定ルールを再度ご確認ください。

※朱文字は訂正部分です